

**背景・必要性**

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。  
⇒「**逃げ遅れゼロ**」、「**社会経済被害の最小化**」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。



**法案の概要**

**1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築**

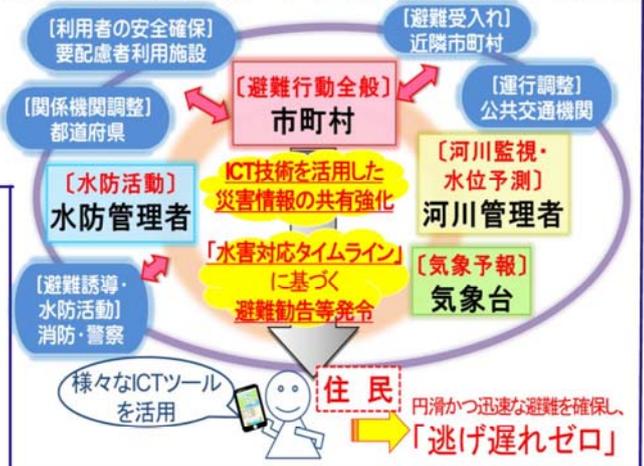
※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

**大規模氾濫減災協議会の創設**

▼協議会のイメージ

「**水害対応タイムライン**」(※)等を協議会で作成・点検。

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。



**市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設**

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

**災害弱者の避難について地域全体での支援**

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

**2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用**

**国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上**

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

**民間を活用した水防活動の円滑化**

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

**浸水拡大を抑制する施設等の保全**

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

**【目標・効果】**

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)  
⇒関係機関と連携し、  
2021年までに100%を実現

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会 (約37%) (2016年12月)

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み

# 大規模氾濫減災協議会制度について

## 背景

- ・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに
- ・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

## 対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- ・ ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- ・ また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

## 設置単位等

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約に水防法に基づく協議会であることその他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議会の名称を使用することが可能。

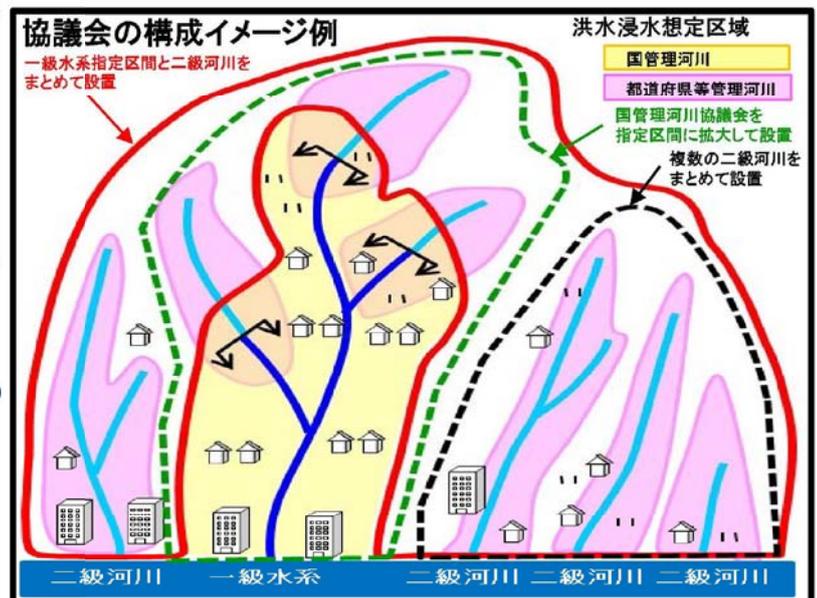
## 対象外力

- 被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置状況  
(H29.4末時点)

- ・国管理河川：全129地区で設置済み
- ・都道府県管理河川：  
70地区で設置済み(合同10地区含み)  
全体で372地区設置見込み(合同63地区含み)

※法律で規定されていない事項については技術的助言である。



現行	改正案
<p style="text-align: center;">本明川流域減災対策協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 本会の名称は、本明川流域減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、气象台、県、市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、本明川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第4条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3 幹事長の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">本明川流域減災対策協議会規約（案）</p> <p>(設置) 第1条 <u>水防法(昭和24年法律第193号)第15条9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「本明川流域減災対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>(目的) 第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、<u>想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合において、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、气象台、県、市等が連携・協力して、本明川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</u></p> <p>(協議会の対象河川) 第3条 <u>協議会では、本明川、半造川、福田川、その他本明川流域における指定区内の一級河川を対象とする。</u></p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。 3 <u>幹事会</u>の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識者経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。</p>

## 規約の新旧対比表

現行	改正案
<p>(協議会の実施要領)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</li> <li>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</li> <li>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前のトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</li> <li>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</li> </ul> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 事務局は、長崎河川国道事務所に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第10条 本規約は、平成28年 5月26日から施行する。</p>	<p>(協議会の実施事項)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</li> <li>二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</li> <li>三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前のトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。</li> <li>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</li> </ul> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 事務局は、長崎河川国道事務所 <u>(及び長崎県土木部河川課)</u> に置く。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>第11条 本規約は、平成28年 5月26日から施行する。 <u>平成30年 月 日改正。</u></p>

# 規約の新旧対比表

現行	改正案
<p>別表 1</p> <p>諫早市長                      長崎県 危機管理監                      長崎県 土木部長                      長崎県 県央振興局長                      気象庁 長崎地方気象台長                      国土交通省 長崎河川国道事務所長</p> <p>別表 2</p> <p>諫早市 総務部長                      諫早市 建設部長                      諫早市 農林水産部長                      長崎県 危機管理監 危機管理課長                      長崎県 土木部 河川課長                      長崎県 県央振興局 建設部長                      気象庁 長崎地方気象台 防災管理官                      国土交通省 長崎河川国道事務所 副所長</p>	<p>別表 1</p> <p>諫早市長                      長崎県 危機管理監                      長崎県 土木部長                      長崎県 県央振興局長                      気象庁 長崎地方気象台長                      国土交通省 長崎河川国道事務所長</p> <p>別表 2</p> <p>諫早市 総務部長                      諫早市 建設部長                      諫早市 農林水産部長                      長崎県 危機管理監 危機管理課長                      長崎県 土木部 河川課長                      長崎県 県央振興局 建設部長                      気象庁 長崎地方気象台 防災管理官                      国土交通省 長崎河川国道事務所 副所長</p>